

(案)

契 約 書

1 件 名 令和 8 年度 那覇市有料広告枠売買契約

2 履 行 場 所 那覇市総務部秘書広報課

3 契 約 金 額 ₩_____
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ₩_____

4 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 契約保証金 免除（那覇市契約規則第 30 条第 3 号に基づく）

上記の業務について、那覇市（以下「甲」という）と●●●●●●（以下「乙」という）
とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約を締結し、信義
に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を所持する。

令和 8 年 ●月 ●日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市
那覇市長 知念 覚 印

乙 ●●●●●●●●●●●●
●●●●●●
●●●●●●●●●● 印

(案)

(総則)

第1条 甲は、別紙「那覇市有料広告取扱業務仕様書」（以下「仕様書」という）に定める広告枠を、広告掲載のため、乙の利用に供する。

(広告の仕様および内容等)

第2条 前条の広告の仕様および内容は、仕様書および「那覇市有料広告掲載取扱基準」によるものとし、市長の承認を受けるものとする。

2 乙は、仕様書に定める期日までに広告原稿を甲に引き渡す。

(広告料の支払等)

第3条 乙は、広告枠の買取料として、頭書記載の金額（以下「広告料」という）を「別表」に定める支払い期限までに一括または期別毎の支払期限までに、甲の発行する納入通知書により納入するものとする。

2 前条を満たさない場合は、甲はその広告掲載スペースに記事を掲載できるものとする。この場合、乙は広告料を支払わなければならない。

3 乙は広告料を甲が定める期日までに支払わなかつたときは、当該広告料について、遅延利息を支払うこととする。この場合の遅延利息の額は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定」に基づくものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生じる一切の権利義務を第三者に譲渡し、または履行を委任してはならない。ただし、甲の承認を得たときはこの限りでない。

(契約の解除等)

第5条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約期間中であってもこの契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても甲はその補償の責を負わない。

(1) 国税、地方税その他公課の滞納処分もしくは強制処分を受け、または倒産もしくは破産するおそれがあり、それにより広告料の支払をすることができないと認められるとき。

(2) この契約の締結および履行に際し、不正の行為があつたとき。

(3) 自らの責に帰すべき理由により契約解除の申出があつたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、乙がこの契約、関係法令または那覇市契約規則等に違反し、この契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として、甲が定める期限までに甲に支払わなければならない。

(損害負担)

第6条 この契約の履行にあたり、乙に生じた損害、または乙が甲もしくは第三者に及ぼした損害は、すべて乙が負担するものとする。ただし、甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(補則)

第7条 この契約書に定めるもののほか、乙は、那覇市契約規則その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

(案)

2 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(追認) ※契約日が4月2日以降になる場合に追加します。

第8条 甲、乙は、令和8年4月1日から、この契約の締結の日の前日までになされた行為を追認し、この契約の定めによってなされたものとみなす。

別 表

広告料の納入

広告料の納入は一括または分割とする。納入時期は下表のとおりとする。

納入方法		納入期限	納入額
一括の場合		令和8年4月30日	契約金額●,●●●,●●●円 ※実際の金額に応じ転記する
分割の場合	第1四半期	令和8年4月30日	※実際の金額に応じ転記する。
	第2四半期	令和8年7月30日	基本的に契約額の4分割とし、
	第3四半期	令和8年10月30日	千円未満の額は、第1四半期に
	第4四半期	令和9年1月30日	含める